

廃炉発官R1第239号
令和2年3月24日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所第4号機
炉心シュラウド他取替工事に係る使用前検査申請書の取り下げについて

平成22年12月6日付け総官発22第333号により申請（平成23年2月15日付け総官発22第430号で申請書の記載内容変更，平成24年3月16日付け総官発23第419号で使用前検査の中断を申請）しました福島第一原子力発電所第4号機炉心シュラウド他取替工事に係る使用前検査申請につきましては，以下の理由により取り下げることと致します。

福島第一原子力発電所第4号機については，平成24年3月30日付け総官発23第444号をもって電気事業法第9条第1項の規定に基づく電気工作物変更届出を経済産業大臣に対して行い，平成24年4月19日付けで廃止となりました。

これに伴い，前記使用前検査申請における検査未了設備は，機能を維持すべき設備に該当しないことから，前記使用前検査申請について取り下げることと致しますので，よろしくお取り計らい願います。